

佐賀県告示第 297 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 24 日から平成 29 年 4 月 24 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 207 号	杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉 1769 番 5 地先から 杵島郡白石町大字坂田字五本松籠 250 番 3 地先まで	平成 29 . 3 . 24
	鹿島市大字常広字裏町 3 番 7 地先から 鹿島市大字高津原字松籠 4431 番 3 地先まで	〃
	藤津郡太良町大字大浦字尾崎野丁 2179 番 7 地先から 藤津郡太良町大字大浦字烏賊浮丁 1872 番 4 地先まで	〃
	藤津郡太良町大字大浦字出口丁 1 番 1 地 先から 藤津郡太良町大字大浦字上田古里乙 1877 番 1 地先まで	〃
一般国道 498 号	嬉野市塩田町大字五町田字一本黒木甲 3137 番 1 地先から 嬉野市塩田町大字五町田字上川原甲 226 番 2 地先まで	〃
県道 川古平山上 線	武雄市若木町大字本部字岳ノ元 14690 番 3 地先から 武雄市若木町大字本部字岳ノ元 14731 番 1 地先まで	〃